

## 大分県立看護科学大学顧問会規程

平成18年 4月 1日  
規程第 81 号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分県立看護科学大学における教育、研究活動及び大学運営に関し、理事長の求めに応じ、学術的、経営的見地から指導・助言を与える顧問会について必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 顧問会委員は、看護、大学運営等に関する有識者のうちから理事長が委嘱するものとする。

(任期)

第3条 顧問会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務)

第4条 顧問会に関する事務は、総務グループにおいて処理する。

(雑則)

第5条 その他顧問会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。